特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安平町は、地方税等の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

北海道安平町長

公表日

令和1年6月25日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	地方税賦課関連事務
②事務の概要	・地方税その他の地方税に関する法律、町税条例及び国民健康保険税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、督促を行った後滞納整理を行う。・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。 【特定個人情報ファイルを取り扱う事務】行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理事務(個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税) 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理事務 3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理事務 4.納税者の宛名情報の特定や突合を行う総合宛名管理事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険税システム、法人町民税システム、特別徴収システム、収納管理システム、宛名(総合住民)システム、確定申告受付支援システム、電子申告(eLTAX)システム、国税連携システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
	定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税情報ファイル、収納情報ファイル ファイル、法人町民税情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	別表第一 項番16
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・別表第二における情報照会「番号法」第19条第7号 別表第二 項番27.42 ・別表第二における情報提供「番号法」第19条第7号 別表第二 項番 1,2,3,4,6,8,9.10,1116,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,65,66,67,70,71,74 80,84,87,91.92,93.94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117.120

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務住民課 税務グループ
②所属長の役職名	税務住民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課 総務グループ 059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 総務課 総務グループ 059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和1	年5月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎 2)又は3)を選択した評価実績 されている。	項目評価 施機関に	-	点項目	秤価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 項目評価書において	書及び重 書及び全	è項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	ムを通し	た入手を除	ίζ。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	['	特に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託				[0]	委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ			
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワーク	システム	ムを通じた提供	共を除く。)	[]	提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手)	[]	接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れっ 2)十分である 3)課題が残されっ			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査	[] {	小 部監査	<u> </u>	
9. 従業者に対する教育・啓								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分に行ってし 3) 十分に行ってし	る	いる	

変更箇所

<u> </u>			ı	1	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担 当部署①部署	税務課	税務住民課 税務グループ	事後	
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長の役職	課長 板倉 孝一	税務住民課長	事後	
令和1年6月20日	4リスク対策 1~9		新様式への変更	事後	